

提案団体ヒアリング資料 『罹災証明制度の見直し』

平成29年7月11日
大分県由布市

重点番号43:罹災証明制度の見直し(由布市)

1 今回の提案

罹災証明制度の見直し

2 具体的には・・・

- ①調査手続きの簡素化
- ②被害の程度及び認定基準の区分の再編
- ③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用

① 調査手続きの簡素化

【支障・課題】

- 1 調査は被災者の生活再建支援につながるため、正確かつ迅速な対応が求められる。

罹災証明書の交付が遅れた場合、被災者の保険請求手続き等に遅れが生じることに！

- 2 調査は自治事務として市町村による独自の手法が可能であるが、調査・判定に差異が生じる。
- 3 同一災害において調査方法が異なると、被災者の不信感・不満、行政の対応が混乱する可能性がある。
- 4 部位ごとの損害程度別の事例写真やイメージ図等の照合資料が少なく、写真判定が困難なものは現地調査を行った。

【提案実現による効果】

- 1 調査期間の短縮・従事者数の削減による事務負担、コスト縮減が見込まれる。
- 2 標準的手順を示すことで一定の統一された調査が行われ、行政の混乱が生じない。
- 3 被災者の理解のもと円滑な調査が可能となる。
- 4 被災者の生活再建に向けた対応がより迅速となる。
- 5 全国に実質的な運用が広がることが期待できる。

【提案】

地方公共団体の判断に基づき、優先すべき具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記する！

《例：1次調査》

◆その①

全ての住家について、申請者自らが備え付けの事例写真等と持参した被災写真の照合による自己申告方式により、被害程度の申請を行う。

◆その②

明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、備え付けの事例写真等と持参した被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。

◆その③

半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の調査により、被害程度の判定を行う。

より迅速
性のある
調査の実
現！

② 被害の程度及び認定基準の区分の再編

【支障・課題】

- 1 半壊に至らない「一部損壊」と認定された住家は全体の94.6%と大半を占めた。
- 2 一部損壊住家は、被害程度の幅が非常に大きく、判定に対する被災者の不平・不満の声が広がった。
- 3 被害の判定により、義援金等の支援の格差が大きい。

【提案】

被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記する！

(※) 同一災害においては、義援金等独自の被災者支援策の配分の公平性を期すため、広域的に統一された設定をすることが望ましいと考える。

【提案実現による効果】

- 1 義援金、税や公共料金の減免、その他の自治体独自の支援策の円滑な運用が見込まれる。
- 2 災害に係る支援の格差縮小が図られる。
- 3 より被害実態を反映した判定となることで被災者の理解が深まり、疑義や不平・不満の解消につながる。
- 4 被害程度の区分の再編（細分化）を行っても、その影響は調査手続の簡素化により吸収できると考えられる。
- 5 全国に実質的な運用が広がることが期待できる。

より公平性のある支援の実現！

被害認定区分による被災者支援策

	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊
被災者生活再建支援金 (国50%・県50%)	最大300万円	最大250万円 ※解体した場合は全壊と同様	原則対象外	—
被災住宅の応急修理 (※1 熊本県内の市町村)	限度額 576,000円/世帯 全壊でも居住が可能となる場合は対象	限度額 576,000円/世帯	限度額 576,000円/世帯	—
損壊家屋解体撤去 (国50%・市町村50%)	対象	対象	対象	—

※1 熊本地震において災害救助法が適用されたのは熊本県内の市町村のみ

《由布市独自支援策》

	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊
由布市固定資産税の減免 (※1)	全部免除	10分の6軽減	10分の4軽減	— ※徴収猶予あり

※1 市町村で軽減、免除の割合は異なる

《全国でみられる独自支援策》

	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊
災害被災者住宅再建支援金 (※1)(大分県50%・市町村50%)	最大300万円	最大130万円 ※引き続き市内に居住すること	—	—
大分県被災者義援金 (※2)	366,000円	183,000円	91,500円	—
茨城県災害見舞金 (※3)	50,000円	30,000円	30,000円	—

※1 他県でも同様の制度あり

※2 平成28年4月熊本・大分地震の場合

※3 他県でも同様の災害見舞金あり

③ 民間の地震保険損害認定基準との調整・活用

【支障・課題】

- 1 地震保険の損害認定基準と調査対象部位や損害割合の算定方法が異なる。
- 2 複数の調査による被災者の混乱や調査結果が異なることによる不満や不信感が生じた。

同じ地震による被害の調査で、判定に差が生じることに對する不満の声があった！

- 3 官民の調査結果が異なるため、2次調査の申請（住家121件・住家全体の4.5%）が出され、調査期間の長期化を招く要因となった。
- 4 同一災害において、調査にあたる人的資源が分散し、有効活用できず人材確保も難しい。

【提案実現による効果】

- 1 調査対応について複数の選択肢により効率的かつ効果的な調査が可能となる。
- 2 調査班の増加により短期間での調査が可能となり、迅速な罹災証明書の交付、取得が可能となる。
- 3 復旧・復興に向けた人的資源の有効活用が図られる。
- 4 民間保険会社等を含めた調査体制となることで、調査の信用度が向上する。
- 5 官民連携の調査であれば、行政、被災住民相互に、調査方法や結果に対する公平感が感じられる。
- 6 現状3割程度となっている災害保険等の加入促進につながる可能性がある。
《内閣府（防災担当）が「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」において検討中》

【提案】

官民の調査基準を統一し調査の一本化を行うことで、連携した調査の実施や調査結果の相互活用、広域的な調査体制の構築など、調査に関する対応について、複数の選択肢を設定。

《例》

- ① 民間保険会社と地方公共団体が調査対象の分担等を行い連携して調査
- ② 相互に調査結果を活用（民間保険会社が行った調査を基に地方公共団体が罹災証明書の発行等）
- ③ 民間保険会社のみならず建築士会、土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体等と広域的に連携した調査体制の構築

より効果的な調査体制の構築が可能に！

地震により被害を受けた住家に係る調査の比較

	住家被害認定調査	地震保険の損害調査	応急危険度判定
実施目的	罹災証明書の交付	支払保険金の算定	余震等による二次災害の防止
実施主体	市町村	損害保険会社	市町村 (都道府県・応急危険度判定協議会が支援)
調査員	主に行政職員	損害保険登録鑑定人等	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)
調査の視点	住家の損害割合 (経済的被害の割合)	主要構造部の損害割合	当面の使用の可否
調査結果の表示	罹災証明書に調査結果を記載	調査時に調査員から提示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付
調査結果	全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない (一部損壊)	全損、大半損、小半損、一部損	危険 (赤)、要注意 (黄)、調査済 (緑)
調査方法	1 次調査：外観目視調査 対象は屋根、外壁、基礎 2 次調査：外観目視調査及び内部立入調査 対象は屋根、外壁、基礎、柱、床、内壁、天井、建具、設備	調査：内部立入調査 対象は軸組、基礎、屋根、外壁	調査：外観目視調査 外観で被害が観られない場合、内観調査も実施

災害に係る住家の被害認定調査方法の比較

罹災証明における被害認定調査

《被害割合の計算方法》

- 住家の損害割合の算出
住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計です。

$$\boxed{\text{住家の損害割合}} = \boxed{\text{屋根の損害割合}} + \boxed{\text{柱の損害割合}} + \dots + \boxed{\text{設備の損害割合}}$$

■部位別損害割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{部位別損害割合}} = \boxed{\text{部位別構成比}} \times \boxed{\text{部位の損傷率}}$$

$$= \boxed{\text{部位別構成比}} \times \boxed{\text{部位の損傷程度}} \times \boxed{\text{損傷部分の割合}}$$

■部位別構成比

	地震等による被害（第1次調査）	地震等による被害（第2次調査）
木造	15%	15%
・壁（外壁）	75%	10%
・柱		15%
・床		10%
・外壁		10%
・内壁		15%
・天井		5%
・建具		10%
・基礎		10%
・設備		10%

→ 損害割合を合算

損害の程度	住家の損害割合
全壊	住家の損害割合が50%以上
大規模半壊	住家の損害割合が40%以上50%未満
半壊	住家の損害割合が20%以上40%未満
一部損壊	住家の損害割合が20%未満

地震保険における損害認定調査

- 建物部位の被害程度に着目した損害の調査方法
建物の主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁）に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表から損害割合を求め、合算する。

木造建物 在来軸組工法損害認定基準表（抄）

主要構造部	被害の程度 （物理的損傷割合）		損害割合（%）	物理的損傷割合の求め方
	①3%以下	②～⑧ 略		
軸組	①3%以下	②～⑧ 略	7	損傷柱本数 — 全体本数
基礎	⑨40%を超える場合		全損	
	①5%以下	②～⑤ 略	3	損傷布コンクリート長さ — 外周布コンクリート長さ
屋根	⑥50%を超える場合		5～11	
	①10%以下	②～④ 略	2	屋根の葺替え面積 — 全屋根面積
外壁	⑤50%を超える場合		4～8	
	①10%以下	②～⑤ 略	10	損傷外壁面積 — 全外壁面積

→ 損害割合を合算

損害の程度	主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額
全損	建物の時価の50%以上
大半損	建物の時価の40%以上50%未満
小半損	建物の時価の20%以上40%未満
一部損	建物の時価の30%以上20%未満

罹災証明交付件数 (平成29年3月31日現在)

区分	一部損壊	半壊	大規模半壊	全壊	合計
住家	2,316 (94.57%)	131 (5.35%)	1 (0.04%)	1 (0.04%)	2,449 (100.0%)
非住家	381 (86.59%)	34 (7.73%)	2 (0.45%)	23 (5.23%)	440 (100.0%)
合計	2,697 (93.36%)	165 (5.71%)	3 (0.10%)	24 (0.83%)	2,889 (100.0%)

■ 罹災証明書交付事務(申請受付)は平成28年4月18日より、3庁舎で担当課職員が従事
(概ね、平成28年10月31日で交付完了)

※ 同一所有者、同一敷地内の家屋は1件としてカウント

※ 別荘・保養所等は非住家に分類

住家等の被害認定調査期間及び従事者数

調査区分	調査件数	調査期間	延べ従事者数
1次調査	1,778	平成28年4月26日～ 平成28年8月31日 (78日間)	736 (241班) 4班～8班/日
2次調査	174	平成28年5月28日～ 平成28年10月31日 (64日間)	229 (79班) 1班～2班/日
再調査	6	平成29年1月21日～ 平成29年3月23日 (5日間)	10 (6班)

※ 1次調査の延べ従事者数の内訳

(当市職員580人・県職員66人・県内15市町職員66人・土地家屋調査士24人)

※ 2次調査は当市職員で対応

※ 再調査は公益社団法人大分県建築士会及び調査実績を有する民間事業者に委託

住家等の被害認定調査結果 (平成29年3月31日現在) 《再調査後》

(写真判定分を除く)
※30棟は1次調査を省略し2次調査を実施

損害割合	区分	区分別棟数	合計棟数	区分別合計に占める割合
一部損壊 (~9%)	住家	259	401	19.4%
	非住家	142		29.8%
一部損壊 (10%~14%)	住家	756	963	56.7%
	非住家	207		43.5%
一部損壊 (15%~19%)	住家	166	233	12.5%
	非住家	67		14.1%
半壊 (20%~39%)	住家	149	184	11.2%
	非住家	35		7.4%
大規模半壊 (40%~49%)	住家	1	3	0.1%
	非住家	2		0.4%
全壊 (50%~)	住家	1	24	0.1%
	非住家	23		4.8%
合計	住家	1,332	※1,808	100.0%
	非住家	476		100.0%